

原議保存期間	10年（令和18年3月31日まで）
有効期間	一種（令和18年3月31日まで）

警察庁丙技企発第100号、丙企画発第34号

丙会発第73号

令和7年9月1日

警察庁長官官房長

（デジタル統括責任者）

各都道府県警察の長 殿

（参考送付先）

庁内各局部課長

各附属機関の長

各地方機関の長

都道府県警察において更なる情報システムの合理化・最適化を図るために取り組むべき事項について（通達）

警察庁では、これまで都道府県警察と連携し、都道府県警察における情報システムの警察共通基盤への共通化及び集約化を進め、令和7年1月に都道府県警察における運転者管理システムの警察共通基盤への集約が完了したところである。警察共通基盤に共通化及び集約化された都道府県警察における情報システムについては、都道府県警察において統廃合等を含めた見直しが行われ、情報システムの合理化・最適化の観点から一定の成果が認められるところであるが、都道府県警察がその特有の事象等に応じて独自に整備・運用している情報システムについては、組織横断的な見直しが十分に行われず機能に重複が存在している状況が散見される。

そこで、各都道府県警察が、「警察における情報システムの整備及び管理に関する基本方針の策定について（通達）」（令和7年4月1日付け警察庁丙技企第88号）に基づき、都道府県警察が独自に整備・運用している情報システムについて合理化・最適化を図るために取り組むべき事項を下記のとおり取りまとめたことから、各位にあっては、本事項について実効ある取組を確実に推進されたい。

記

1 組織横断的な推進体制の構築

都道府県警察の長は、施策企画部門、情報管理担当部門及び会計部門を中心とする、都道府県警察における情報システムの合理化・最適化を戦略的に推進するための体制を構築すること。

2 県整備システムの棚卸し

1の体制において、都道府県警察における情報システムについて、委託開発又は自主開発の別にかかわらず、組織横断的かつ網羅的に把握するとともに、その機能及び有効性等について個別かつ詳細に分析すること。

なお、対象とする都道府県警察における情報システムは、「警察共通基盤等における相互接続実施要領」（令和4年12月1日付け警察庁丙技企発第23号ほか別添）に基づく電子計算機接続に係る申請により、警察庁システム総括責任者から承認を受けて接続を行っている情報システムを除いた情報システム（以下「県整備システム」という。）とする。

3 県整備システムの合理化・最適化のための戦略的な中長期計画の策定

都道府県警察の長は、２の結果に加え、業務改革の進捗状況、県整備システムの更新時期、都道府県警察全体に係る予算の状況等を考慮して、個別の県整備システムの整備、更新及び統廃合についての戦略的な中長期計画を策定すること。

なお、中長期計画の策定に当たっては、部門間の縦割りを排し、都道府県警察として真に必要な機能を備えた情報システムのみを存続させることに留意すること。